

神 経 芽 細 胞 腫 検 査

動 向

当協会は昭和57年10月より横浜市の委託を受け、小児がんの一つである神経芽細胞腫マス・スクリーニングを実施し21年が経過した。

川崎市は聖マリアンナ医科大学、横須賀市は市衛生試験所、相模原市は市保健所、それ以外の県域部では県内3保健所で実施されていたが、15年度から県域部の検査を当協会に受託することになり、検査の受け入れ態勢を整備し15年4月より検査を開始した。

一方、厚生労働省では15年5月より4回の検討会を開催し、その答申を受けて8月に本検査の休止の指針を出した。

それに基づき、横浜市では8月をもって検査資材の配布を中止した。県も9月をもって検査器材の配布を中止した。

これにより、15年度の横浜市の検査数は前年度比で半減し、県域部も当初予定数を大幅に割り込んだ。本検査は16年度以降完全中止となり、本事業は15年度をもって終了した。

方 法

横浜市在住の生後6～8ヵ月の乳児を対象とした神経芽細胞腫検査は一次検査から高速液体クロマトグラフィー（HPLC）で実施されてきた。VMAとHVA検出のための蛍光検出器、クレアチニン検出にはUV検出器と2種類の検出器を搭載する東ソーの神経芽細胞腫検査専用機HLC-726VMA、3台とVMA、HVA、クレアチニンの3成分とも電気化学検出器で検出する島津製作所の汎用機LC-10A、2台で分析した。

15年度には、それまで県域3保健所（藤沢、茅ヶ崎、厚木）で実施されてきた神経芽細胞腫検査を当協会が新たに受託し、4月より開始した。その県域部の検査に当てるために、東ソーの専用機（HLC-726VMAⅢ）を新規に2台導入した。

東ソー機で一次検査を行い、そのうち再測定を必要とした検体については横浜市検体、県域検体とも島津システムで二次検査を実施した。

横浜市は尿採取用濾紙として当初から東洋濾紙No.63を使用し続けてきたが、神奈川県では東洋濾紙No.327を採用したので、表8に示したような、それぞれのカットオフ値（基準値）を基に検査が行われた。

結 果

横浜市は8月で検査資材の配布を中止したため、今年度の検査実施数は14,629件で、昨年度の48.6%であった。一次検査で要再検査になった検体は124件（0.85%）であった。今年度実施分から精密診査を必要とした者は5名であったが、すべて正常と診断され、患児は発見されなかった。表4に示した2名の患児は14年度に初回検査を受け、精密診査が今年度になってから行われ患児と判明した例である。

昭和57年10月より本検査が開始され今年度をもって終了するまでに、総検査実施数は587,748件にのぼり、111名の患児が発見された。この111名の中からは死亡者は出ていない。横浜市の神経芽細胞腫の発生頻度は5,295人に一人であった。

神奈川県より今年度新たに委託を受け、約23,000件の検査の実施を予定していたが、9月で資材配布中止となり、15,688検体を検査するにとどまった。要再検査数は528件、3.4%であった。この要再検率はかなり高率のため、VMA15.0 μ g/mg-Cre、HVA26.0 μ g/mg-Creと設定したカットオフ値の変更が必要であろうと検討中に突然の本検査休止の指針がだされた。

要精密診査総数は24名であった。この中から患児が発見されたか否かの追跡は委託外のことであり、当検査室ではその数は把握していない。

神奈川県が中心になり、行政、精密診査受け入れ医療機関、検査機関関係者が毎年1回集まって協議、情報交換をするための「神経芽細胞腫マス・スクリーニング連絡会」において、検査実績、精密診査追跡結果等が報告されるはずであった。しかし、15年度の総括のための11回目の連絡会は開催されることなく、本検査は終了した。

関係の集計表は122頁に掲載